

○ 母子世帯の自立支援プログラムの事例(釧路市)

釧路市では、平成16年度から、就労支援員を配置し、就労支援を実施するとともに、ワーキンググループを設置し母子世帯に対する自立支援プログラムを策定し、平成17年度から、自立支援員を配置して、母子世帯に対する自立支援プログラムを実施。

1. 自立支援プログラムの策定過程

○ ワーキンググループの設置

学識経験者（地元の大学）、民間福祉事業者、市職員で構成したワーキンググループを設置し、母子世帯への自立支援策を検討、策定

2. 母子世帯に対する支援

○ 生活型支援 …… 自立支援員1名を配置し、以下の事業を実施

① 社会貢献的就業体験研修事業（平成17年7月～18年1月に15名参加）

介護事業所に委託し、支援対象者がホームヘルパーに同行し、派遣先の高齢者の話し相手をするなどの就業体験を実施

② 自立支援教室（平成17年7月～18年1月に22名参加）

NPO法人に委託し、精神障害者小規模作業所スタッフの手伝いや親子料理教室、就職準備活動講習会を実施

③ 資格講座受講支援事業（平成17年7月～18年1月に13名参加）

職業訓練機関と連携し、母子〇A講座を実施

○ 就労型支援

① インターシップ事業（平成17年7月～18年1月に2名参加）

介護福祉施設に委託し、就労を体験し、就労への自信を形成するため、施設実習を実施

② 就労支援員と自立支援員が連携し、母子世帯に対する就労支援を実施（平成17年7月～18年1月に15名参加）

3. 支援の効果

	支援対象者数	参加者数	就職者数	保護廃止世帯数	就職していない求職中の者・資格所得者の数
生活型支援プログラム	56	50	10	0	11
就労型支援プログラム	30	26	15	0	8

○ 雇用対策協議会、社会福祉士会と連携した自立支援の事例(埼玉県)

埼玉県では、平成17年度から自立支援の一環として県の福祉事務所における就労支援業務を埼玉県雇用対策協議会に、日常生活自立・社会生活自立については県社会福祉士会にそれぞれ委託している。また、「埼玉県版 生活保護自立支援プログラム策定の手引き」を作成し、県内の福祉事務所における自立支援プログラムの策定を支援している。

1. 就労・自立支援業務の委託

- 平成17年度 埼玉県雇用対策協議会から県の1福祉事務所に対し、就労支援専門員1人を派遣し、就労支援を実施
※埼玉県雇用対策協議会：中小企業団体中央会、商工会議所、経営者協会、商工会が母体となり、県内の企業により構成。若年労働者の定着雇用対策等に取組み。
 埼玉県社会福祉士会から県の2福祉事務所に対し、自立支援専門員4人を派遣し、退院支援等の日常生活支援を実施
- 平成18年度 埼玉県雇用対策協議会から県の4福祉事務所に対し、就労支援専門員2人を派遣し、就労支援を実施
 埼玉県社会福祉士会から県の4福祉事務所に対し、自立支援専門員6人を派遣し、退院支援等の日常生活支援を実施

2. 就労・自立支援の内容

- 就労支援の内容
 就労意欲の向上、就労に向けた日常生活の確立から、求職活動を行う上で必要な履歴書の書き方、面接の受け方、ハローワークの活用方法等の指導などの就労支援を、雇用対策事業等を実施している埼玉県内の企業で構成される雇用対策協議会に委託することで効果的に実施。
- 日常生活支援の内容
 社会的入院患者の退院支援、退院後の日常生活支援を、社会福祉士会に委託することで、社会福祉士資格者だけでなくケアマネージャーの有資格者や生活保護のケースワーカー経験者が自立支援専門員として自立支援を実施。

3. 埼玉県版 生活保護自立支援プログラム策定の手引き作成

- 自立支援プログラムの導入に伴い、生活保護受給者の自立を支援する視点に立ったケースワークを積極的に推進する必要があることから、県内の福祉事務所の特色ある自立支援プログラムの策定に資するため、平成17年11月に「埼玉県版 生活保護自立支援プログラム策定の手引き」を作成。県内の福祉事務所は、この手引きに沿って、生活保護受給者のアセスメントを行い自立支援の取組を始めているところ。

4. 就労・自立支援の効果

就労支援(1事務所)	支援者数	新規就労者数	保護廃止数	転職等による増収	保護廃止数
平成17年度	40	23	7	0	0
自立支援(2事務所)	支援者数	社会的入院患者の退院	(居宅設定件数)	(施設入所件数)	保護廃止数
平成17年度	41	6	4	2	6

○ 多重債務者の債務整理に関する自立支援プログラムの事例(東京都)

東京都では、多重債務を抱える生活保護受給者の生活の立て直しを図ることを目的とし、平成17年度から、都の単独事業で、破産宣告手続を行う際に裁判所へ支払う予納金の一部を補助し、管内福祉事務所の多重債務者への取組を支援している。

1. 東京都内の福祉事務所における多重債務者に対する支援の状況

○ 東京都の取組

平成17年度から、都の単独事業として被保護者自立促進事業を実施し、破産宣告手続を行う際に裁判所へ支払う予納金の一部を補助し（1件約15,000円程度）、管内の福祉事務所における多重債務者への取組を支援。

○ 各区の取組

多重債務者の債務整理を支援するプログラムを策定し支援を実施。具体的には、日本司法支援センターの無料法律相談を活用し、弁護士による債務整理手続上の助言、法律扶助協会の法律扶助、被保護者自立促進事業による予納金補助の支援により、債務整理又は破産宣告の手続を行う。

※プログラム策定自治体...足立区（平成17年4月策定）、杉並区（平成18年4月策定）、板橋区（平成18年11月策定）、大田区（平成18年11月策定）

○ 杉並区の取組

杉並区においては、やまて企業組合に業務委託し、多重債務者に対する支援を実施。

○ 大田区の取組

大田区においては、債務整理又は破産宣告後、再発防止の観点から、自助グループへの参加も推奨する。

2. 平成18年度の支援の効果

○ 足立区

15人が参加し、全員が破産宣告の申立を行い、自己破産及び免責に至った者は6人。

○ 杉並区

31人が参加し、13人が債務整理を行った。13人のうち、自己破産及び免責に至った者が7人、任意整理による債務額の圧縮に至った者が4人、過払い金を返還してもらった者が1人。

○ 就労支援プログラムの事例(足立区)

足立区では、就労可能な者に対する支援を組織的に行うための取組みとして、平成17年度には就労支援の手引きを作成し、福祉事務所に就労支援員を配置するなどし、就労支援に関する複数の個別支援プログラムを策定し就労支援を実施している。

1. 就労支援に関する複数のプログラムを策定

- 平成17年度に、就労支援の手引きを作成し、自立支援プログラムの考え方に沿った就労支援を実施。
- 複数の就労支援プログラムを策定
 就労意欲の程度に着目した生活保護受給者等就労支援事業、就労支援員による就労支援プログラム、ケースワーカーによる就労支援プログラム、就労意欲を喚起するセミナーの開催だけではなく、高齢者や障害者については、就労することにより社会参加を目指すプログラムを策定するなどし、就労に関する幅広いプログラムを整備し支援を実施。
- 就労支援員の配置
 平成17年度から、就労支援員6名を福祉事務所(全5カ所)に配置し、就労支援を実施。
- 求職活動支援セミナーの開催
 就労意欲が十分でない者を対象に、足立区自立支援課及び就労支援員の企画により、求職活動の心構えや履歴書の書き方、面接の受け方等の講義、ロールプレイングによる模擬面接などを実施する求職活動支援セミナーを2日間開催し、その後、出席者全員に対し就労支援員による1時間程度の面接を実施。

2. 就労支援の流れ

- 6ヶ月以上の通院を継続している稼働年齢層でかつ働いていない者の稼働能力について、嘱託医、査察指導員、ケースワーカーが、レセプト、医療要否意見書を活用し医学的な判定を行う(毎年5月)。
- 15歳から64歳までの者全てについて、稼働能力の有無及び程度、就労に対する意欲の有無等を検討(毎年6月)。
- 稼働能力の把握を踏まえた就労支援の実施(毎年7月～)。

3. 就労支援の効果(平成17年度)

	支援対象者数	就労開始者数	保護廃止者数
生活保護受給者等就労支援事業	110	56	11
就労支援員によるプログラム	294	145	35
ケースワーカーによるプログラム	651	325	109
求職活動セミナー	53	6	0
授産場活用プログラム	7	1	0

○ 日常生活の自立支援プログラムの事例(新宿区)

新宿区では、平成17年度から、就労支援員を配置し就労支援を実施する他、NPO法人に委託し、生活保護受給者の基本的な生活習慣を確立するための支援も実施。

1. 就労支援員による就労支援の効果

	就労支援員	支援対象者数	就労開始者数	保護廃止世帯数	収入増加世帯数
平成17年度	1	38	21	2	19

2. 新宿らいふさぼーとプラン

- 生活保護受給者の日常生活習慣を確立し、就労意欲の向上、地域社会への適応を図ることを目的として、NPO法人に委託し、健康保持、規則正しい生活、社会生活に関する事業を実施。
- 具体的には、社会福祉士と1対1の面接を行った上で、新宿生活さぼーとセンターで実施する正しい食習慣の確立、居宅の清掃、パソコン教室、公共施設の清掃等の体験、自己紹介の方法や計画的なお金の使い方を学ぶ等の11の講座を実施(平成17年9月～18年3月で延べ998人が参加)。
- 事業効果として次のような事例が認められる。
(事例) ゴミ収集癖があり、異臭を漂わせた汚れた衣服で、ゴミ袋を持ち歩いていた高齢者が、殆どの講座に参加したことにより、身なりが整い、ゴミ袋を持たなくなり、部屋のゴミも増えなくなってきた。

3. オンリー・アット・新宿

- 生活保護受給者の就学児童を対象に、基本的な生活習慣を確立し学力を向上させることを目的として、NPO法人に委託し、教員免許又は臨床心理士資格の相談員が家庭訪問し、規則正しい生活や社会生活に関することを助言。
- また、新宿生活さぼーとセンターの講座に参加(平成18年2月～3月の支援対象者数は8人)。
- 福祉事務所職員と相談員、学校関係者、保健師、民生委員等によるケースカンファレンスを毎月実施。
- 事業効果として次のような事例が認められる。
(事例) 父親の死亡後、情緒不安定で不登校となった母子世帯の中学生が、相談員の家庭訪問による面接、助言、新宿生活さぼーとセンターの講座に参加することにより、情緒が安定してきて、学校へも登校し始めた。

○ 就労支援プログラムの事例(横浜市)

横浜市では、就労可能な者に対する支援を組織的に行うための取組みとして、平成12年度に「就労支援の手引き」を作成し、平成14年度から福祉事務所に就労支援員を配置し、就労支援を実施している。また、平成18年2月から無職職業紹介事業を実施。

1. 就労支援の手引き作成

- 平成12年度から、各福祉事務所における就労支援の実施例を集約した「就労支援の手引き」を作成し、組織的に就労支援を実施。

2. 就労支援員の配置

- 平成14年度から15年度、中区において就労支援員2名を配置しモデル事業を実施
- 平成16年度から、就労支援員9名を福祉事務所に配置し全区で就労支援事業を実施
- 平成17年度から、全福祉事務所(18カ所)に就労支援員22名を配置し就労支援事業を実施。

3. 就労支援の流れ

- 就労支援検討会の設置
幹部職員、査察指導員、ケースワーカー等で構成する就労支援検討会を福祉事務所に設置し、就労可能な生活保護受給者に対する就労支援の方法、支援の内容、就労支援継続の可否を決定
- 就労支援員による支援
就労支援員は、就労支援検討会の決定に基づき、求職情報の収集・提供、求職活動(服装、心構え、履歴書の書き方、面接の受け方等)支援、ハローワークや企業面接への同行支援等を実施
- 無料職業紹介事業の実施
専門業者に委託し求職活動を行っている生活保護受給者の職歴能力等にあう求人開拓を行い、生活保護受給者と求人を就労支援員がマッチング

4. 就労支援の効果

	就労支援員数	支援対象者数	就労開始者数	保護廃止世帯数	収入増加世帯数
平成14年度	2	81	41	11	30
平成15年度	2	75	52	8	44
平成16年度	9	928	594	159	435
平成17年度	22	1,871	1,015	260	755

○ 就労支援プログラムの事例(相模原市)

相模原市では、就労可能な者に対する支援を組織的に行うための取組みとして、平成16年度から「就労支援の手引き」を作成し、自立支援相談員を配置し就労支援を実施している。また、平成17年7月から就職支援センターを開所し無職職業紹介事業を実施するなど、自立支援プログラムの推進について、全庁的な取組を行っている。

1. 自立支援相談員の配置

- 平成16年度から、社会福祉士2名を自立支援相談員として福祉事務所(全2カ所)に配置し就労支援を実施。
- 平成18年度から、社会福祉士4名を自立支援相談員として福祉事務所(全2カ所)に配置し就労支援を実施。

2. 無料職業紹介事業の実施

- 平成17年度から、生活保護受給者、母子世帯、障害者など就職が困難な者を主な対象にし、労働部局により無料職業紹介事業を実施。
- 無料職業紹介事業の実施に合わせ、就職支援センターを開所し、キャリアカウンセラーを配置しきめ細かな職業紹介を実施。

3. 就労支援の流れ

- 就労支援員による支援
 就労支援員は、求職情報の収集・提供、求職活動(服装、心構え、履歴書の書き方、面接の受け方等)支援、ハローワークへの同行支援等を実施。生活保護受給者の中には、病気、離婚、失業などの自立阻害要因が複雑に絡み合っている者が多いことから、相談援助技術において専門的知識を有する社会福祉士を自立支援相談員とし、日常生活や健康管理に関する支援と併せて就労支援を実施。
- 無料職業紹介事業との連携
 就職支援センターに配置されているキャリアカウンセラーの相談について、事前に予約登録することで、当該キャリアカウンセラーが福祉事務所まで出張し、職業紹介を実施。

4. 就労支援の効果

	支援対象者数	保護廃止者数	増収となった者の数
平成16年度	100	9	47
平成17年度	236	28	36

○ 退院支援プログラムの事例(尼崎市)

尼崎市では、長期入院患者に対する支援を組織的に行うための取組みとして、平成17年度から、退院促進支援員を配置し、退院支援を実施している。

1. 退院促進支援員の配置

○ 平成17年度から、福祉事務所に退院促進支援員2名を配置し、退院支援を実施

2. 支援対象者

○ 生活保護受給者のうち、長期入院患者

3. 退院支援の方法

○ 支援対象者の選定
 長期入院患者全員の病状について、主治医訪問、レセプトの内容により病状を把握し、退院後の受入先があれば退院可能な者を選定

○ 退院促進支援員による支援
 退院促進支援員は、福祉事務所で選定した支援対象者に対する退院への意欲喚起、扶養義務者に対して引取依頼、施設入所時及び居宅生活時の協力依頼、退院後の受入先となる救護施設やグループホーム等の開拓と受入依頼等の連絡調整を実施

4. 退院支援の効果

	退院促進支援員	支援対象者数	退院世帯数	保護廃止世帯数	施設入所世帯数	居宅復帰世帯数
平成17年度	2	182	32	3	12	17

○ 就労支援プログラムの事例(岡山市)

岡山市では、就労可能な者に対する支援を組織的に行うための取組として、平成14年度から福祉事務所に就労支援員を配置し、就労支援を実施している。支援対象者について、就労支援員からハローワークに事前に連絡するなどの方法により、ハローワークとの連携を図っている。また、生活保護を適用していない者に対しても、福祉事務所からハローワークへつなげるなどの支援を実施。

1. 就労支援員の配置

- 平成14年度から、就労支援員を3名雇用し、支援対象者の多い3福祉事務所に配置し、その他の3福祉事務所についても週に1～2日程度、派遣し就労支援を実施。

2. 就労支援の流れ

- 支援対象者の選定
生活保護適用後、効果的な就労支援のタイミングを逸さないため、新規保護開始の生活保護受給者について、個別の支援方針を検討するケース診断会議を毎週開催。
- 就労支援員による支援
ハローワークから毎日転送される求人情報とハローワーク以外から得られる求人情報を整理し、その情報を支援対象者に提供するとともに、求職活動における助言やハローワークと連携した支援を実施
- ハローワークとの連携
支援対象者がハローワークでスムーズに支援を受けられるよう、支援対象者がハローワークを利用する前に、就労支援員がハローワークの職員に電話連絡したり、支援対象者にハローワークの担当者宛の連絡票を持たせるなどの支援を実施。
- 生活保護を適用していない者についても支援を実施
支援対象者を生活保護受給者に限定するのではなく、現在は生活保護適用の必要性がないが就労支援を実施する必要がある者に対しても、就労支援員がハローワークの担当者に電話連絡したり、支援対象者にハローワークの担当者宛の連絡票を持たせるなどの支援を実施。

3. 就労支援の効果

	延べ支援件数	就労開始件数	保護廃止者件数	収入増加件数	保護を適用していない者
平成14年度	656	60	10	50	25
平成15年度	625	56	10	46	33
平成16年度	833	67	14	53	51
平成17年度	914	102	13	89	53

○ 日常生活や社会生活での自立を支援するプログラムの事例(出雲市)

出雲市では、高齢者の日常生活や社会参加を支援するプログラムとして、他法他施策を活用した個別支援プログラムを策定。他法他施策の内容としては、保健担当部署と連携した健康に関する支援、高齢者福祉担当部署や社会福祉協議会と連携した日常生活に関する支援、高齢者福祉担当部署や老人クラブと連携した社会参加に関する支援を実施。

1. 概要

- 出雲市の保健担当部署で実施している健康相談事業や健康運動プログラム事業、高齢者福祉担当部署で実施している介護予防事業、日常生活用具給付事業、社会福祉協議会で実施しているボランティア派遣事業、シルバー人材センターへの登録、老人クラブが実施する事業など、16の既存の事業を個別支援プログラムのメニューとして、高齢者の日常生活や社会参加の支援を実施。

2. 支援内容

- 社会参加を目的とした支援メニュー
生きがいサービス、ふれあいサロン、老人クラブの実施事業に参加し社会とのつながりの維持・向上を図る。また、各事業に参加する際、移動が困難な者については、高齢者外出支援事業を活用する。
- 健康増進を目的とした支援メニュー
すこやかライフ健康相談、温泉サロン、ゆうプラザ運動相談、心身のびのびセミナーに参加し、保健師、栄養士、運動指導士による相談、講座、運動プログラムなどにより、健康の増進を図る。
- 日常生活の維持を目的とした支援メニュー
日常生活用具給付事業の電磁調理器、火災報知器、自動消火器の給付による火災予防、緊急通報システム事業による緊急時の迅速な対応、軽度生活支援事業による自立生活支援員や民生委員、保健師、看護師、在宅介護支援センター職員による家庭訪問による日常生活における助言、地域権利擁護事業の活用による金銭管理、たすけあいボランティア制度及びシルバー人材センターの支援員派遣制度による家事援助を実施し、日常生活の維持の安定を図る。
- 就労しながら介護予防や生きがい作りを目的とするメニュー
シルバー人材センターへの登録し、就労することによる介護予防、生き甲斐作りの促進を図る。

3. 支援結果

- 平成18年4月から実施し、12月までに、支援対象者を69人選定し、9人がプログラムに参加。